

第5章 小・中学校教育

第1節 教育課程

1 教育課程説明会

(1) 小・中学校の部（平成20年度愛知県小・中学校学習指導要領説明会）

ア 目的

小・中学校学習指導要領について、その趣旨及び移行措置の説明を行い、小中学校に学習指導要領の周知を図ることを目的とする。

イ 主催

県教育委員会

ウ 期 日

平成20年8月29日（金）

エ 会 場

蒲郡市民会館

オ 参加者

1,137人（参加者1,027人、講師・司会者・運営委員110人）

2 学校訪問

(1) 目的

県内の幼稚園や小・中学校における教育の実態や「学校教育について」（愛知県教育委員会ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/0000007530.html>）の具体化の実情を把握し、教育行政の参考に資する。

(2) 留意点

ア 幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた取組について

- 教育課程の基本方針に基づく教育活動の取組状況
- 幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた保育・授業改善の取組状況

イ 幼稚園、小・中学校における生徒指導及び不適應の状況について

- 生命を尊重し、社会のルールを大切にす心の育成の取組状況
- 「いじめ・不登校対策委員会」の機能の状況
- 生徒指導上の問題点とその対応状況
- 不登校児童生徒に対する指導と対応
- 幼稚園・学校不適應の状況と問題点

(3) 方 法

ア 訪問校の校種、担当者、地域及び実施時期は「幼稚園及び小・中学校訪問予定」を基本とする。

イ 訪問の日程については、原則として次の項目を含めるように配慮する。

- 授業参観は、幼稚園・学校の規模や実情に応じて無理のないよう配慮し、1～2時間程度設けること。
- 各教育事務所、各市町村教育委員会の学校訪問計画に合わせた形で進めること。

(4) 訪問校

幼稚園 2園、 小学校 8校、 中学校 7校、 計 17校（園）

3 研究委嘱校・協力校

(1)趣旨

学校教育の質的向上を図るため、解決を迫られている問題を中心に研究主題を定め、学校を指定してその研究を委嘱し、成果を県内の学校教育に反映させ、もってその充実に資する。

(2)研究委嘱校・協力校

研究領域	期間(年度)	学校名等	研究主題等	指定
教育課程	19～20	碧南市立棚尾幼稚園	友だちとのかかわりを通して協同性を育てる —主体的に遊ぶ中で—	県
	19～20	長久手町立北小	自分の思いや考えを表現できる児童の育成 —話し合い活動を通して—	
	19～20	岡崎市立竜南中	確かな学力と豊かな人間性を育む教育活動の確立 —一分かる楽しさを具現化する授業づくり—	
義務教育問題 (情報モラル)	20～21	蟹江町立蟹江中 豊田市立梅坪小	学校と家庭でともに進める情報モラル教育の在り方	県
豊かな体験活動推進事業	19～20	稲沢市(小4校) 常滑市(小4校) 三好町(小2校) 蒲郡市(中7校) 名古屋(小3・中1校)	子どもたちが豊かな人間性や社会性などをはぐくむために、長期にわたる集団宿泊等の共同生活体験を行う。	文科省
		田原市(小2・中1校) 大口町立大口南小 豊田市立矢並小	地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、命の大切さを学ばせる体験活動を実施する。	文科省
	20	刈谷市立小高原小学校 刈谷市立刈谷東中学校	地域や学校、児童生徒の実態を踏まえ、活動を受け入れる農山漁村での自然体験や農林漁業体験等を行うなど、長期(1週間程度)にわたる宿泊を伴う体験活動を実施する。	文科省
学力向上実践研究推進事業	20～22	小中4校	「確かな学力をもつ児童の育成」など	文科省
道徳教育実践研究事業	19～20	大府市立吉田小 犬山市立犬山北小 東栄町立東部小 設楽町立設楽中 小牧市立岩崎中 刈谷市立朝日中	学習指導要領の趣旨並びに子ども達や学校・家庭・地域等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進する。	文科省
	20～21	春日井市立高座小 蒲郡市立大塚中		
コミュニティ・スクール推進事業	19～20	一宮市(小3・中2校)	地域住民の意向を反映するための方法・地域住民等との連携のあり方、外部人材の活用など、コミュニティ・スクールの取組に関する調査研究を行っている。	文科省
	20	幡豆町(小1校)		
	20～21	一宮市(小3・中3校)		
地域とはぐくむモラル向上事業	19～21	小6・中3校	学校が「豊かな心」を育む場となり、児童・生徒・家庭・地域がそれぞれ心を育てる活動ができるよう、家庭・地域との連携による体験活動を生かした道徳活動を進める	県
心をむすぶ学校づくり推進事業	20	3園・小14・中7校	異校種の学校や地域とかがわり、心をむすぶ活動を展開し、子どもたちにとって真に楽しい学びの場となるような特色ある学校づくりを支援する。	県
生徒指導総合連携推進事業	20～21	尾張旭市	市町村を単位とした「生徒指導総合連携推進地域」を指定し、地域が一体となって、生徒指導上の諸問題に係る調査研究を行う。	文科省
問題を抱える子ども等の自立支援事業	19～20	1町・12市	不登校・暴力行為・いじめ等について、未然防止・早期発見・早期対応につながる効果的な支援・対応についての調査・研究を行う	文科省
教育課程研究指定校事業	19～20	小坂井町立小坂井西小	「豊かな人間性をはぐくむ環境教育」	国立教育政策研究所
人権教育	20～21	豊川市立平尾小	ちがいを受け入れ、共に支え合おうとする心の育成	文科省
	20～21	一宮市立西成東部中	思いやりの心を持ち、主体的に生きる生徒の育成	県
	19～20	名古屋市立今池中	認め合う心もち、共に生きる態度をはぐくむ教育活動	文科省
人権教育総合推進地域	19～21	知多市(小2・中1校)	自他を尊重し、認め合い、高め合う仲間づくりを目指して	文科省
人権教育推進事業	20～21	2町・5市	「豊かな人権感覚を身に付け、自他を大切にできる児童生徒の育成」など	県
金銭教育研究校	20～21	一宮市立奥小	学校・家庭・地域社会が連携し、自立して生きようとする子の育成	県

研究領域	期間(年度)	学校名等	研究主題等	指定
学校体育	19～20	江南市立北部中	心と体を鍛え、たくましく生きぬく生徒の育成～人とのかかわりを大切にする『みずまる教育活動』を通して～	県
特別支援教育課程研究	19～20	大口町立大口西小	「心豊かに生きようとする児童の育成」～一人一人の支援を通して見えること～	県
キャリア・スタート・ウィーク推進地域事業	20	愛西市	地域の教育力を最大限に活用し、中学校を中心とした職場体験等の5日間以上の実践など、キャリア教育の一層の推進を図るための調査研究を行う。	文科省
理数大好きモデル地域事業	18～20	刈谷市 (小15・中6校)	地域の教育資源を組織的に生かし、不思議を体験できる機会を設けたり問題解決的な学習を取り入れたりして、児童生徒に考える力と学び合う力を育てる。	J S T
「絆づくり」プログラム開発事業	20～21	江南市立藤里小 愛西市立勝幡小 豊田市立飯野小 新城市立千郷小	不登校の未然防止に向けた「自己有用感を高める絆づくり」プログラムの開発	県
生徒指導推進協力員設置事業	18～20 19～20	新城市 一宮市・甚目寺町・ 刈谷市・安城市	小学校に「生徒指導推進協力員」を設置し、小学校における生徒指導体制の充実と、警察等の関係機関との連携を図る。	文科省
帰国・外国人児童生徒受入促進事業	20～21	豊田市 岡崎市	「夢と希望をもって学ぶ外国人児童生徒の育成」	文科省
J S Lカリキュラム実践支援事業	19～20	東浦町	「学校教育におけるJ S L(第二言語としての日本語)カリキュラム」を活用した外国人児童への日本語指導を行う。	文科省
授業名人活用推進事業	20	小11校 中7校	指導実績のある教員経験者等の「授業名人」を活用して、教員の授業力の向上と子どもたちの学習意欲の喚起を図る。	県
小学校における教科担任制推進事業	19～20	東海市小2・中1校 豊橋市小2・中1校	「中1ギャップ」の解消に向け、小学校高学年において、中学校と同様の教科担任制を導入することにより、小学校から中学校へ子どもたちがスムーズに学校生活に適應できるようにするとともに小学校と中学校の連携強化を図る。	県
学習チューター派遣事業	20	小10校 中5校 発達障害児支援小中20校	教員志望の学生等を「学習チューター」として活用し、授業中における個別指導・支援を行い、子どもたちに基礎学力の定着を図るとともに、学生自身の将来教員としての資質向上につなげる。	県
学校図書館の活性化推進総合事業	20	吉良町	「学び方を学ぶ場としての学校図書館機能強化プロジェクト」の推進を通して、学校図書館の活用方策に関する実践的な調査研究を行う。	文科省
理科支援員等配置事業	20	小32校	理科が得意な人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援や、先端科学技術に関する実験等の演示・体験活動などを行うことにより、小学校理科教育の活性化及び一層の充実を図るとともに、小学校教員の理科指導力の向上を図る。	J S T
サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト	20	犬山市立南部中 蒲郡市立蒲郡西部小 小牧市立小牧南小	学校、教育委員会等管理機関と、大学・科学館等との連携により、児童生徒の科学技術、理科・数学に対する興味・関心と知的探究心を育成する。	J S T
学校評価の充実・改善のための実践研究事業	20	豊明市、武豊町、 一色町、豊田市	学校評価ガイドラインの内容を踏まえ、学校の自己評価等を実践し、学校評価ガイドラインの改善並びに学校評価システムの充実を図る。	文科省
小学校における英語活動等国際理解活動推進事業	19～20	小18校	地域の学校のモデルとなる拠点校を指定し、A L Tや地域人材等の効果的な活用を含めた実践的な取組を推進する。	文科省
「小学校における英語教育の在り方に関する調査研究」研究協力校事業	19～20	一宮市立中島小	小学校での英語教育の実践・調査研究	文科省
スクールソーシャルワーカー活用事業	20	常滑市、甚目寺町	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、多様な支援方法で課題解決への対応を図っていく。	文科省
国語力向上モデル事業	19～20	小6校、中3校	家庭や地域と連携しながら全ての教科等の学習の基盤となる児童生徒の国語力向上のための実践研究を行う。	文科省
環境のための地球規模の学習及び観測プログラム推進事業	19～20	愛西市立草平小	児童生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法等の実践研究を行う。	文科省
学校図書館支援センター推進事業	18～20	豊橋市	学校図書館の読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能の充実・強化が図られるよう、学校図書館支援センターの在り方について調査研究を行う。	文科省

4 義務教育問題研究協議会

本県の義務教育に関する諸問題について研究協議するため、昭和48年12月に義務教育問題研究協議会を設置し、2年毎に提言をまとめている。平成20年度は次のように開催した。

- 協議会委員 17人
- 協議会開催回数 本会議 2回
- 研究協議題 学校と家庭でともに進める情報モラル教育の在り方
- 児童生徒に対して行った情報モラルに関する実態調査をもとに、今後の在り方について協議し、報告書としてまとめた。
- 専門部会委員 14人
- 専門部会開催回数 4回

第2節 教科用図書の採択

1 小・中学校用教科用図書の採択

(1) 愛知県教科用図書選定審議会の設置

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条に基づき、愛知県教科用図書選定審議会の委員の定数を定める条例並びに、愛知県教科用図書選定審議会規則を定めている。

これらの法律、条例、規則に基づき発令された愛知県教科用図書選定審議会委員20人は、以下の審議事項について慎重に審議を行い、その結果を県教育委員会に答申した。

ア 審議事項

愛知県教科用図書選定審議会は、県教育委員会の諮問機関であり、教科用図書採択に関して、県教育委員会の行う指導・助言・援助の内容や方法など下記重要事項を建議する。

(ア) 市町村教育委員会の採択基準について

(イ) 市町村教育委員会が協議して行う採択方法について

イ 平成20年度答申

平成21年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準

(2) 採択指導方法

平成20年5月20日付け通知文等で、各教育事務所長、市町村教育委員会教育長、国立・私立の小・中学校長、県立特別支援学校長あてに採択についての基準・方法、公正確保・教科書展示期間を通知し、趣旨の徹底を図った。

ア 平成 21 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準

(ア)市町村教育委員会が、市町村立小学校（特別支援学校小学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、教科用図書の見本本について十分検討し、採択地区内小学校の編成する教育課程に最も適する教科用図書を採択すること。

また、国立及び私立の小学校長が、小学校（特別支援学校小学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、教科用図書の見本本について十分検討し、小学校の編成する教育課程に最も適する教科用図書を採択すること。

(イ)市町村教育委員会（名古屋市を除く。）が、市町村立小学校（特別支援学校小学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、採択地区内において、種目ごとに一種の教科用図書を採択するため、関係市町村教育委員会の共同協議機関として、教科用図書採択地区協議会を設け、教科用図書の調査研究をし、採択を行うこと。

また、国立及び私立の小学校長が、小学校（特別支援学校小学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、教科用図書を十分調査研究し、採択を行うこと。

なお、調査研究に当たっては、県教育委員会で作成する「平成 21 年度使用小学校用教科書選定資料」を十分活用すること。

(ウ)市町村教育委員会並びに国立及び私立の中学校長が、中学校（特別支援学校中学部を含む。）において使用する教科用図書を採択するに当たっては、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条に定めるところにより、平成 20 年度と同一の教科用図書を採択すること。

(エ)市町村立小学校及び中学校の特別支援学級並びに市町村立特別支援学校小学部及び中学部において使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書については、採択権者が十分な調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択すること。

なお、この場合、本基準 6 の県立特別支援学校の小学部及び中学部に準じて採択することが望ましい。

(オ)県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書を採択するに当たっては、県教育委員会において十分調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した適切なものを採択するものとする。

なお、これらの学校の中学部において使用する教科用図書については、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を除き、平成 20 年度と同一の教科用図書を採択するものとする。

(カ)県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書については、各学校において、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「平成 21 年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

イ 教科用図書採択の公正確保について

教科用図書採択の適正な実施を期するため、かりそめにも宣伝行為に影響されることなく、公正な採択を行うよう格別の留意をすること。

ウ 教科書展示会について

愛知県における教科書展示会の期間は、平成 20 年 6 月 11 日から同 7 月 5 日までとした。

第 3 節 教 員 の 研 修

1 初任者研修

(1)趣 旨

ア 新任教員に対して、教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、現職研修の一環として 1 年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

イ 平成 2 年度から、公立小・中学校の全新任教員を対象に初任者研修の本格実施を行っている。

ウ 初任者研修において新任教員は、1 年間、授業を担当しながら、校内において指導教員等の指導を受けるとともに、校外において県総合教育センター等における研修を受ける。

また、校外における研修の一環として宿泊研修を受ける。

(2)対象学校数・対象教員数

ア 公立小学校 (指定都市を除く)

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1人配置校	451	451
2人配置校	143	286
3人配置校	1	3
4人配置校	1	4
計	596	744

イ 公立中学校

配置校数	対象学校数(校)	対象教員数(人)
1人配置校	211	211
2人配置校	73	146
3人配置校	11	33
4人配置校	4	12
計	299	402

(3)研修内容・方法

ア 研修領域

①基礎的素養②学級経営③教科指導④道徳⑤特別活動⑥総合的な学習の時間⑦生徒指導

イ 研修日数・時間数

(ア)校内研修 150 時間

(イ)校外研修 25 日

2 教職経験者研修(小・中学校)

(1)目 的

教職経験 5 年及び 10 年経過の全教員を対象に教育の今日的課題に対応し得る内容について研修し、経験に即した体系的な研修の一環として、教員の資質の向上を図る。

(2)主 催

県教育委員会、県総合教育センター

(3)参加者

小・中学校教職経験 5 年及び 10 年経過の教員(指定都市・中核市を除く)

5 年経験者	小学校	中学校	10 年経験者	小学校	中学校
	178 人	185 人		97 人	85 人

3 愛知県道徳教育講座

(1)趣 旨

道徳の時間や人権教育の充実などについての講義や研究協議を行い、地域の指導者を養成する。

(2)内 容

講義、演習

(3)期日・会場

平成 20 年 6 月 3 日（火）・10 月 24 日（金） 県総合教育センター

(4)参加者

公立小・中学校の校長及び教頭、公立幼稚園の園長及び主任

公立幼稚園・小・中学校教諭（道徳教育主任等）

計 100 人(6/3)・100 人(10/24)

4 グループ研究及び個人研究小・中学校

(1)趣 旨

教職員が積極的に研修に努める機運を盛り上げるために、研究グループに対して特定項目の研究を委嘱する。

(2)委嘱校

(単位：校)

区分	教育課程	環境教育	学校体育	健康安全	特殊教育	計
校数	3	0	1	3	3	10

5 現職教員の留学・派遣制度

公立小・中学校教育の振興と教員の資質向上を図るため、次のような長期研修派遣制度を設けて実施している。平成 20 年度の実施状況は次のとおりである。

(1)兵庫教育大学大学院

平成 19～20 年度			
学校教育研究科	教育実践高度化専攻	授業実践リーダーコース	1 人
	教科・領域教育学専攻	言語系コース	2 人
		自然系コース	1 人
平成 20～21 年			
学校教育研究科	学校教育学専攻	教育コミュニケーションコース	1 人
	教科・領域教育学専攻	自然系コース	1 人

(2)上越教育大学大学院

平成 19～20 年度			
学校教育研究科	学校教育専攻	学校臨床コース	1 人
	教科・領域教育専攻	言語系コース	1 人
平成 20～21 年度			
学校教育研究科	学校教育専攻	学校臨床コース	1 人
	教科・領域教育専攻	言語系コース	1 人

(3)鳴門教育大学大学院

平成 19～20 年度			
学校教育研究科	教科・領域教育専攻	社会系コース	1 人

(4)兵庫教育大学大学院

平成 19～20 年度			
学校教育研究科	芸術教育専攻	音楽科教育学領域	1人
	数学教育専攻	数学科教育学領域	1人
	理科教育専攻	理科教育学領域	1人
	学校教育専攻	教育心理学領域	1人
	養護教育専攻	養護教育学領域	1人
平成 20～21 年度			
学校教育研究科	芸術教育専攻	音楽科教育学領域	1人
	国語教育専攻	国語科教育学領域	1人
	数学教育専攻	数学科教育学領域	1人

(5)愛知教育大学教職大学院

平成 20～21 年度			
教育実践研究科	教職実践専攻 教職実践応用領域	学級づくり履修モデル	4人
		学校づくり履修モデル	8人
		授業づくり履修モデル	3人

第4節 道徳教育・生徒指導

1 道徳教育

(1)愛知県道徳教育講座

小・中学校の道徳教育の充実徹底のための講習会は、平成20年度をもって44年目を迎えた。平成20年度は、6月3日・10月24日に愛知県道徳教育講座を開催した。新学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の推進について、講義や演習により、実践に基づいた研究協議を行った。

(2)道徳教育実践研究事業

文部科学省の研究委嘱を受けた学校は、次のとおりである。小学校及び中学校における道徳教育の充実振興に資するため、道徳教育推進校として指定された。掲げられた研究主題について、研究成果を発表した。

研究主題	研究期間 (年度)	学校名
自分の思いを強くもち心かよわせる吉田っ子の育成 —命の学習・きずなの学習を通して—	19～20	大府市立 吉田小学校
生命の尊さを実感し、よりよく生きようとする生徒の育成	19～20	蒲郡市立 大塚中学校

(3)地域とはぐくむモラル向上事業

県の事業として、平成19年度より、「地域とはぐくむモラル向上事業」を進めている。(7)地域ぐるみで体験活動や道徳教育を考える「モラル委員会」の設置、(イ)地域の人々や祖父母・保護者等への道徳の授業の公開(ウ)、地域の人々と考える対話集会の実施等を一連の内容として下記のように県内9の小中学校を委託校とし、研究を推進した。

平成20年度 「地域とはぐくむモラル向上事業」委託校

稲沢市立治郎丸中学校	美和町立美和中学校	碧南市立新川中学校
扶桑町立山名小学校	南知多町立日間賀小学校	豊田市立大蔵小学校
清須市立星の宮小学校	西尾市立平坂小学校	蒲郡市立大塚小学校

2 生徒指導

生徒指導は非行対策にとどまらず、児童生徒の健全な育成を目指す教育活動である。児童生徒の現状をみると、学習面やその他の生活場面にいろいろの悩みや不安を抱き、学校・学級に不適應を示すものも少なくない。これらの悩みに対し自己指導の能力を身につけ、あらゆる困難に耐え、現状及び将来の生活への適応能力及び正しい判断力と規律を守り、責任を重んずる態度を育成することは、生徒指導の当面する重要な課題である。これらの目的達成のため、平成20年度に行った事業は次のとおりである。

(1)愛知県生徒指導推進協議会

ア 協議内容

不登校の未然防止のために、対人関係を獲得するなどの社会性を育む「絆づくり」のあり方を協議する。

イ 構成員

学識経験者・一般有識者、地域代表者、PTA関係者、小中学校関係者、市町村関係者、県関係者の16人で構成。

ウ 取組の重点事項

- ・「絆づくり」に向けて小学校で育てたい社会性について協議
- ・「絆づくり」に向けた小学校の取組（方法・内容）について協議

(2)いじめ・不登校相談窓口の設置

ア 目的

児童生徒や保護者、教師向けのいじめ・不登校相談窓口を教育事務所に設置し、いじめ・不登校の早期発見、早期解決を図る。

イ 相談窓口の設置

5教育事務所1支所に着信専用電話を設置し、番号も各局共通の0900番を設け、各電話配置教育事務所に相談員を置き、いつでも相談に応じられるようにしている。

尾張教育事務所	052-961-0900	西三河教育事務所	0564-27-0900
海部教育事務所	0567-24-0900	東三河教育事務所	0532-55-0900
知多教育事務所	0569-21-0900	新城設楽支所	0536-24-0900

ウ 相談受付時間

月曜日～金曜日の午前9時から午後4時まで。

(3)スクールカウンセラー設置事業

ア 趣旨

いじめや不登校等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。

このため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を、学校へ派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員、保護者への助言等を行うことにより、問題解決に資するものとする。

イ 事業内容

(ア) スクールカウンセラーの業務

スクールカウンセラーは、校長等の指揮監督の下に、概ね以下の業務を行う。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ・児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

(イ) 配置校における活用調査研究

配置校においては、スクールカウンセラーを生徒指導に関する校内組織等に適切に位置づけるよう工夫するとともに、各学校の実情に応じて定めたテーマに基づいて、スクールカウンセラーの活用・効果等に係る実践的な研究を行うものとする。

(ウ) 配置校数（平成 20 年度）

配置校数 394 校（小学校 70 校 中学校 303 校 高等学校 21 校）

(4) 生徒指導推進協力員設置事業

ア 趣旨

小学校に「生徒指導推進協力員」を配置し、不登校などの問題行動の早期発見・早期対応や未然防止に関する調査研究を市町村教育委員会に委託する。

イ 事業内容

(ア) 「生徒指導推進協力員」は、校長の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行う。

- ・校内等の巡回、問題行動等の予兆の早期発見・未然防止
- ・学校の生徒指導体制の充実への支援、法的知識や経験則による助言
- ・生徒指導上の教員・保護者に対する支援
- ・緊急時における対応支援 等

(イ) 調査研究の内容

調査研究校においては、各校の実情等に応じて、以下の点について「生徒指導推進協力員」の効果等に係る実践的な調査研究を行う。

- ・小学校での生徒指導体制の在り方
- ・小・中生徒指導体制の接続の改善の在り方
- ・警察等関係機関との連携強化児童虐待への対応の在り方

ウ 配置校数（平成 20 年度）

県内の小学校 5 校（拠点校）へ配置

(5) 不登校対策実践研究事業（問題を抱える子ども等の自立支援事業）

ア 趣旨

不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退への対応といった、学校が抱える課題について未然防止、早期発見、早期対応につながるような効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関等とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方について実践的な調査研究実践を目的とする。

イ 委託先

- ①春日井市 ②稲沢市 ③碧南市 ④新城市 ⑤一宮市 ⑥西尾市 ⑦蟹江町
⑧岩倉市 ⑨北名古屋市 ⑩蒲郡市

ウ 委託期間

平成 19 年度～20 年度

(6) スクールソーシャルワーカー活用事業

ア 趣旨

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用して問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究実践を目的とする。

イ 委託先

① 常滑市 ② 甚目寺町

ウ 委託期間

平成 20 年度

(7) 生徒指導総合連携推進事業

ア 趣旨

近年、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行など児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあり、各地域が直面している問題行動等の状況も多様なものとなっている。

そのため、地域の構成員である家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、関係機関が一体となって、このような多様な問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向け、地域のネットワークづくりを踏まえた実践的な取組を行う。

イ 委嘱先

尾張旭市

ウ 委嘱期間

平成 20 年度～21 年度

エ 事業の内容

- ・ 学校、家庭、地域住民、企業、民間団体、関係機関との連携・協力による問題行動等の予防や解決と児童生徒の健全育成に向けた横断的な取組など地域におけるネットワークづくり
- ・ 地域における生徒指導上の諸問題の実態や健全育成の在り方についての基礎的な調査、分析及び効果的な対応策の確立
- ・ いじめ、暴力行為、不登校、少年非行に対する有効な指導の在り方など、課題とする問題についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・ 地域における体験活動の機会の充実や相談体制の充実など、課題とする方策についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・ 幼稚園・小学校間、小学校・中学校間、中学校・高等学校間の生徒指導面等での連携についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組
- ・ その他、有効な指導方法等の在り方についての調査研究及びその成果を踏まえた実践的な取組

第5節 進路指導

1 平成20年度進路指導の重点

- (1)進路指導体制を確立し、機能を十分発揮する。
- (2)ガイダンスの機能を充実する。
- (3)進路相談を一層充実する。
- (4)進路指導のための条件整備を進める。
- (5)教師の力量を高める研修を充実する。

2 平成20年度の事業

中学校進路指導担当教員研修（県総合教育センター職務研修）

(1)ねらい

進路指導に関する諸問題について情報交換・研究協議を行い、中学校における進路指導の一層の充実を目指す。

(2)期日・会場・参加者

期日	会場	参加者
20.12.1～1.23	各学校（eラーニング）	全中学校進路指導主事等 235人
20.8.28	県総合教育センター	新任中学校進路指導主事 72人

3 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

平成20年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験は、11月4日（火）全国一斉に実施された。試験科目は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科で、平成20年度の受験状況は次のとおりであった。

（単位：人）

区分	受験者	合格者
全国	79	62(13)
愛知県	9	9(0)

（ ）内は科目合格者数の外数

第6節 へき地・複式教育

1 へき地教育

県内の文化的、経済的、交通条件に恵まれない山間地、離島、その他の地域にある小・中学校について、教育の機会均等の精神に基づき、その内容の充実と振興を図る。

2 地域別・級地別学校数

名古屋市を除く県内の公立小・中学校総数に比して、へき地校の割合は、小学校約 6.9%、中学校約 4.3%で、北設楽郡、豊田市、新城市、岡崎市を中心として、山間や離島に散在している。

複式学級を有する学校も、これに伴って存在し、人口の過疎化が進みつつあり、増加の傾向にある。県内の実態は次のとおりである。

へき地級別・地区別小・中学校数一覧 (単位:校)(20.5.1現在)

級別	教 事		海 部		知 多		西 三 河		豊 田 加 茂		新 城 設 楽		設 楽 支 所		合 計
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
附 則							1		1		3		1		6
準							1		5			1	3	1	11
1 級			1(1)		2	2	6	1	14	4	4		5	3	42(1)
2 級							1		1				1	1	4
3 級															0
4 級															0
計			1(1)		2	2	9	1	21	4	7	1	10	5	63(1)
合 計			1(1)		4		10		25		8		15		63(1)

※ () 内は分校・内数

3 へき地・複式教育の推進

(1) へき地・複式教育研究協議会

期 日	会 場 (所 管 事 務 所)	研 究 主 題
20. 6. 10 (火)	新城市立鳳来西小学校 (新城設楽支所)	ふるさとを大切にしようとする心豊かな子どもの育成
20. 10. 28 (火)	豊田市立本城小学校 (西三河教育事務所)	自分や仲間やふるさとに愛着を持ち、地域を拓く子どもの育成

(2) へき地教育指導者研究協議会

期 日	会 場
21. 1. 16 (金)	東三河教育事務所

4 へき地・複式教育の振興

(1) へき地小規模校集合学習

へき地小規模校や極小規模人数の複式学級の教育効果を向上・充実させるため、地域ごとに、また、地域の枠を超えて集合学習を実施した。

実施市町村 岡崎市、豊田市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市

(2) へき地発児童生徒ふるさと交流活動

ア 郷土の伝統芸能や文化を学んだり、地域の産業に関する職場見学や体験をしたりすることにより、ふるさとの伝統文化や産業により深い関心を抱かせ、ふるさとへの愛情と誇りをはぐくむ。

イ 「なま」の芸術・文化に触れたり、芸術・文化活動に触れたり参加したりすることによって、豊かな創造性や情操を培う。

ウ 都市の学校との交流活動・訪問活動や、都市での生活の体験活動を通して、都市生活にかかわる学習・体験の充実を図る。

実施市町村 岡崎市、一色町、豊田市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市、南知多町